

図 2

○令和6年中新たに就職し所得税が発生した場合

令和5年時点 学生



推計所得税額	0 円
定額減税可能額	0 円
→定額減税対象外のため	
調整給付	0 円

令和6年時点 社会人



所得税額(実績)	60,000 円
定額減税可能額(所得税分)	30,000 円
定額減税可能額(住民税分)	10,000 円
調整給付(実績)	10,000 円

定額減税可能額(所得税分) = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 3万円

☐ …所得税分については、所得税から減税される

定額減税可能額(住民税分) = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 1万円

住民税分の1万円を不足額給付として給付

【解説】令和5年中は所得がなかったため、本人として推計所得税、調整給付ともに0円だった者が、就職等により、令和6年所得税額が6万円となりました。この場合、定額減税可能額(所得税分)の3万円が減税され、所得税額は3万円となります。一方で定額減税可能額(住民税分)については、令和6年度分住民税が発生していないことで、減税することができないため、住民税分の1万円が不足額給付として給付されます。